

## 栃木市止水板設置等工事費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する栃木市止水板設置等工事費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、災害に強いまちづくりを推進するための総合的な浸水対策の一環として、自己の所有若しくは賃借する建物又はその敷地に止水板を設置する者に対し、その設置に必要な経費の一部を補助することにより、浸水被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 市内に存する建物であつて、現に居住している住宅又は現に使用している店舗若しくは事務所をいう。
- (2) 止水板 浸水に耐えうる材質で、浸水を防止し、又は軽減するために、建物又はその敷地の入口に設置され、取外し又は移動可能なものをいう。
- (3) 止水板設置等工事 止水板の設置工事及び止水板の設置に伴い止水効果を高めるために行う工事で次に掲げるものをいう。
  - ア 内外壁の止水工事
  - イ 土間コンクリート打設工事
  - ウ その他市長が必要と認める工事

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、止水板設置等工事とする。

(補助対象施設)

第5条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）

は、止水板を設置する建物又はその敷地であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していない建物及びその敷地
- (2) 建築基準法第7条第5項に基づく建築確認済証の交付日がこの告示の施行の日以後である建物及びその敷地。ただし、半地下構造物への改築以外の建物の増改築又は耐震化に伴う建築確認申請による建築確認済証は除く。
- (3) 他の助成制度を利用して止水板を設置しようとする建物及びその敷地
- (4) 当該建物の展示又は販売を目的とした建物及びその敷地
- (5) 仮設の建物及びその敷地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適切でないと認めた建物及びその敷地。

(交付対象者)

第6条 補助金の交付の対象者は、過去に浸水被害が発生し、又は浸水被害が発生するおそれがある区域に補助対象施設を所有し、又は賃借し、補助対象事業を行うものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水使用料、農

業集落排水分担金及び水道使用料を滞納している者

- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (3) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号若しくは第4号に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適切でないと認めた者

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1補助対象施設につき50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、建物及びその敷地を合せて、1補助対象施設につき1回を限度とする。

3 補助金は予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栃木市止水板設置等工事費補助金交付申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置箇所位置図及び案内図
- (2) 止水板設置等工事平面図及び構造図
- (3) 使用する止水板が記載されている製品カタログの写し及び仕様書の写し

(4) 申請者が法人の場合にあっては建物、土地及び法人の登記事項証明書の写し、申請者が個人の場合にあっては建物及び土地の登記事項証明書の写し

(5) 止水板設置予定箇所の写真

(6) 止水板設置等工事の見積書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 規則第10条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事竣工図

(2) 完成写真（全景及び止水板）

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効の日の前日までに、補助金の交付申請を行った者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別記様式（第9条関係）

（表）

栃木市止水板設置等工事費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

年度において、次のとおり補助金の交付を受けたいので、栃木市止水板設置等工事費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

申請者	住所又は所在地 （ふりがな） 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話番号	
止水板設置場所		
補助金申請額	金	円
工事期間	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
工事施工業者	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話番号	
<p>土地所有者</p> <p>（申請者と同じときは記入不用） 私は自己が所有する土地に、止水板を設置することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>		<p>建物所有者</p> <p>（申請者と同じときは記入不用） 私は自己が所有する建物に、止水板を設置することを承諾します。</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>

(裏)

- 1 私は、この申請に当たり、補助金の交付決定を受けて止水板の設置を行ったことにより、私若しくは第三者に事故、紛争等が生じた場合又は止水板の設置を行った後に建築物への浸水被害が発生した場合において、栃木市にいかなる責めも追及しないことを誓約します。
- 2 私は、この申請に当たり、市が、私の住民登録情報並びに市税、下水道使用料、下水道受益者負担金、農業集落排水使用料、農業集落排水分担金及び水道使用料の納付状況を確認することに同意します。
- 3 私は、栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号若しくは第4号に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。また、このことを確認するため、市が、栃木県栃木警察署長に照会することに同意します。

#### 添付書類

- 設置箇所位置図及び案内図
- 止水板設置等工事の平面図及び構造図
- 止水板のカタログの写し及び仕様書の写し
- 登記事項証明書の写し
- 止水板設置予定箇所の写真
- 止水板設置等工事の見積書の写し
- 委任状
- その他